導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の産業別就業人口は、令和２年の国勢調査によれば、全体で４０，８４１人となっている。産業別の割合については、分類不能の産業を除くと、一次産業（農林業など）が約３．７％、二次産業（建設、製造業など）が約３０．３％、三次産業（卸売、小売業など）が約６６．０％となっている。

本市の事業所数は、経済センサスによれば、平成２６年の３，３７２事業所、平成２８年の３，２８７事業所、令和元年の３，１９２事業所と平成２６年から令和元年にかけて１８０事業所の減となっており、従業者数については、平成２６年の３８，５５５人から平成２８年の３７，４３９人と１，１１６人の減となっている。

本市における産業特性として、製造品出荷額や従業者数等の面で、鉄鋼関連産業に支えられていることが挙げられる。これは、世界有数の鉄鋼メーカーである「日本製鉄株式会社」やその関連企業の立地によるところが大きい。しかし、創業から５０年以上が経過するなか、設備の老朽化への対策等が迫られている。

また、市内各地に点在している中小の事業所についても、地域経済に欠かすことのできない重要な役割を担っていることから、今後も安定した経営を続けていけるよう支援する必要がある。

（２）目標

上記の本市現状より、老朽化が進む設備から生産性の高い先端設備への一新を支援し、事業所数・従業者数の維持増加や経営の安定化を図るため、先端設備等導入計画の策定を促進し、年１４件の計画認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、君津市内全区域とする。

（２）対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、本計画においては労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項は、以下のとおりとする。

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

・市町村税を滞納としている者は認定対象としない。

　・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況等について、調査を実施する場合がある。